

総務経済常任委員会会議記録（概要）

令和元年9月3日（火）

開 会（午前9時0分）

【議 事】

○議案第83号「所沢市会計年度任用職員の報酬等に関する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

石本委員

確認だが、議案資料ナンバー1の52ページ、期末手当のところ、期末手当の支給対象者は。

高橋職員担当
参事

現在臨時的任用職員の方は、約800人です。

石本委員

所沢市の場合は県内他市でも珍しく、週の勤務時間が30時間以上かつ5カ月以上任用されていると、期末手当が支払われると。資料請求したところ、平成31年度4月1日段階だと531人に支払われているとあった。今度、期末手当が支払われる人が800人ぐらいになるということは、今までより270人ぐらいふえることになる。この層はどういう方々なの

か。

高橋職員担当 一週間の勤務時間要件が、委員からお話があった週30時間から週20
参事 時間に拡大したことにより、対象者がふえました。

石本委員 ことし8月に人事院勧告が出て、0.05カ月増加するという答申が出
たと思う。勤勉手当の部分が0.05上がるというふうに新聞に出ていた
が、会計年度任用職員の期末手当には、勤勉手当のほうで反映はされるの
か。

高橋職員担当 会計年度任用職員に対するいわゆるボーナスに相当する部分について
参事 は、期末手当が対象となるため、勤勉手当は対象となりません。

石本委員 人事院勧告であがったとしても、期末手当があがらないと、会計年度任
用職員はあがらないということか。

高橋職員担当 そのとおりです。
参事

中村委員 賃金から報酬になるということで、何が変わるのか改めて伺いたい。

並木職員課主幹 報酬が変わるということで、会計年度任用職員については、非常勤特別職員と臨時的任用職員から、非常勤一般職員に変わります。非常勤特別職員から移行する職員は、今まで地方公務員法上の服務に関する部分で適用されなかった部分が適用になるということが、大きく変わるところです。

中村委員 基本的には、賃金のときは考え方がいろいろあったと思うが、報酬と給与に関しては条例主義というのがある。今回は上限額に関しては条例に記載するという形だが、給与表、報酬表については具体的な記述がない。どのあたりを参考にしたのか。また、他市の状況で、別表とか表になっている部分を条例化した自治体はあるのか。

高橋職員担当参事 今回の会計年度任用職員の給与表的なものについては、職員報酬等基準額表という名称で、本市の場合は規則に表を定める予定で準備をしております。事務の流れとしては、3月に埼玉県においては会計年度任用職員の報酬等に関する条例を制定しまして、これについては今回、国や県から市町村に関する条例の参考例等も配信されなかったことから、概ね、県内の市町村において、県条例を参考に組み立てを行いました。県条例を参考にすると、報酬等基準額表は規則に定めております。ただ、各職種に対する上限額については、今回の条例別表の方に記載しておりますので、その上限の中でいわゆる委任を受けた形で、規則を制定するというようなつくりになっております。県内の他の団体において、基準額表を条例に定めてい

るところについては、今のところ確認できておりません。

中村委員

県外も含めてか。

並木職員課主

3月に先進市として先に条例化している神奈川県藤沢市等では、条例に

幹

定めている自治体はあります。

中村委員

全て違法性があるとは言わないが、やはり条例に定めている自治体もある中で、定めないという何らかの方針を取ったわけであるが、それはどう
いう考えだったのか。

並木職員課主

今回、条例を制定するに当たり、どのような形で条例を制定していくか

幹

というのは情報が少なかったため、各自治体でもいろいろな形で迷っている部分がありました。会計年度任用職員の導入に当たっては、西部地区の
11市で担当者会議等を何回も開く等、近隣との調整を図りまして、その
中で埼玉県が3月に条例を制定しましたので、そういった形で制定してい
こうと、近隣と合わせるような形で当市も方針を固めてこのような形とな
りました。

中村委員

具体的なことを定めている規則部分について県の報酬表を参考にして
いるのか。それとも、そこについては各自治体の今までの経緯があるから、

まちまちな対応をしているのか。

並木職員課主 報酬額表の定め方、載せ方については各自治体とも県と同じように定め
幹 ていくことになると思いますが、それぞれの単価、上限については、現在の賃金単価といったものからの移行になりますので、それぞれに合わせて定めていく形になると思います。

中村委員 条例化されていないということは、基本的には議会に対して単価表の変更については何の報告もないわけであるし、公開する義務というのは、規則だから当然例規集には記載されるかと思うが、という部分もある。実際には藤沢市のように定めている自治体もあるし、給与条例主義を徹底するのであれば、これは賃金から報酬になった時点で、条例で具体的な、給与条例主義と言うのは具体的な額を決めることであるから、上限を決めることではないから、そのあたりについて、情報の公開とか今後の対応についてどう考えているか。

並木職員課主 藤沢市においては条例の中で定めておりますが、この報酬額表を定めて
幹 おります。実際にその個々の単価については規則で定めている形です。確かに今まで条例化されていた部分が規則になるということで、そういった部分についてはしっかりお示しできるような形で考えていきたいと思っております。

中村委員

基本的に給与条例については額の記載があるわけだから、その不整合と
いうか、全部悪いとは全く思っていないけれど、そのあたりについては、
これから情報の提供というのをきちんとしてもらえるような形をとって
もらえればと思うが、どうか。

高橋職員担当
参事

給与条例主義は、公務員の重要な勤務条件である給与の決定を、市民、
議会の監視、監督のもとで行われるべきものですので、規則に定めていて
も、その部分は変わらないものと考えております。例規集のページはも
ともとホームページに載っておりますが、それ以外の方法も含めて会計年
度任用職員が受ける報酬等について、公表、公開を進めるような考え方を
もって事務に臨みたいと考えております。

中村委員

基本的に報酬、給料、手当の部分を記載した地方自治法条文部分の改正
は今回なかったのか。

並木職員課主
幹

基本的に、条例への記載の部分についてはありません。

大館委員

今後、服務規程が適用になる。今までと違うわけだから、周知徹底はど
のような形で行うのか。

高橋職員担当 参事	<p>現在、臨時職員に対しても勤務条件やサービスに関して、臨時職員ガイド等を策定して任用される職員に情報提供は細かくしております。併せて、今度の会計年度任用職員についても、きちんとそうした冊子、データ類を提供して、サービスの関係にかかわる守秘義務等、その他のサービス規律についてきちんと周知した上で任用に臨んでいただきたいと考えております。同様に、周知徹底に努めてまいります。</p>
大館委員	<p>今までもサービス規程があってもアルバイトをして辞めていった職員もいるわけだが、そういうことを徹底的にわかってもらえる等、そのあたりはどうか。</p>
並木職員課主 幹	<p>今回の制度については、大きく制度が変わるということで、現在、臨時的任用職員や非常勤特別職員の方々に概要を説明しているというような状況です。今後については、任用に当たって、きちんとどういったことがサービスとして課せられるかという部分をお示しして、面接する中で、所属長や面接する者がしっかりお話するような形で徹底してまいりたいと考えております。</p>
石本委員	<p>他の市町村の臨時職員で副業をやっている人がいるわけだが、副業についてはどういう規定になるのか。</p>

高橋職員担当

参事

現在、臨時的任用職員については、兼業の禁止の規定が適用になりますので、基本的には副業というのはありません。ただ、今回、非常勤特別職員から会計年度任用職員に移行する方々も想定されていまして、そういう方々については兼業に関する禁止の条項は特別ありませんので、今までは兼業という形で行ってきたことはあるかと思います。今後については、会計年度任用職員においては、パートタイム会計年度任用職員とフルタイム会計年度任用職員に分かれますので、パートタイム会計年度任用職員については、兼業を認めるというのが国のマニュアルで示されていますので、兼業にかかわる運用基準等を策定して、そのルールの中で兼業していただくということになるかと思います。

城下委員

今回、国の一部改正が成立して、新たに会計年度任用職員制度が導入されるが、この法案の審議の中でも決議が附されたと思っている。決議の内容をお示しいただきたい。

並木職員課主

幹

附帯決議に関しまして、1つ目は、会計年度任用職員及び臨時的任用職員の任用について、地方公共団体に対して発出する通知等により再度の任用が可能である旨を明示すること、です。2つ目としましては、人材確保及び雇用の安定を図る観点から、公務の運営は任期の定めのない常勤職員を中心としていることに鑑み、会計年度任用職員についてもこの考え方に沿うよう、引き続き任用の在り方の検討を行うこと、3つ目としまして、

現行の臨時的任用職員及び非常勤職員から会計年度任用職員への移行に当たっては、不利益が生じることなく適正な勤務条件の確保が行われなければならない。そのために地方公共団体に対して適切な助言を行うとともに、制度改正により必要となる財源については確保に努めること。また、各地方公共団体において休暇制度の整備及び育児休業等に係る条例の整備が確実に行われるよう、地方公共団体に対して適切な助言を行うこと、最後に4つ目としまして、本法施行後、施行の状況について調査、検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。その際、民間における同一労働同一賃金の議論の推移を注視し、公務における同一労働同一賃金の在り方及び短時間勤務の会計年度任用職員に係る給付の在り方について特に重点を置くこと、以上の4つです。

城下委員

同一労働同一賃金の話もあったが、特に公務労働ということでは担っていく業務内容というのも大変厳しいものがある。そういう意味では、先ほどのサービス規程ということも位置づけられているというところで、まず財政的な負担というのでも出てくるし、昨日の質疑の中でも財政負担については来年度の予算編成でということと、これについては当然国のほうが制度改正をしているわけなので、どういった財政的措置が想定されているのかお聞きしたい。

並木職員課主 国からの具体的な財政措置に関する通知はまだ来ていませんが、全国的
幹 にどこの自治体におきましても財政負担が増えることですので、国として
も何らかの形でということですが、情報では総務省が予算編成の過程の中
で検討していくというような情報が入っているところです。

城下委員 そういう意味では、所沢市としても昨日の議案質疑でも約1,800人
分だったか、しっかりとした財政措置を国に求めていくというスタンスで
よろしいか。

並木職員課主 その通りです。
幹

城下委員 先ほどの決議の中で、任期の定めのない常勤職員を中心とした公務運営
の原則を堅持、という話があったが、これは公務を遂行していくためにも、
やはりしっかりとした財政措置というのは地方自治体だけに任せるので
はなく、当然国も負担すべきことだと思う。これを含めての要求をしてい
くという理解でよろしいか。

高橋職員担当 そのような考え方は、確かにあると思いますが、要求の仕方については、
参事 全国的な制度改正ですので埼玉県や近隣他市といろいろ協議をしながら
決めていきたいと考えています。

石本委員

ある勉強会で聞いたが、国は検討中といえども、交付税措置で検討しているという話を聞いている。交付税だと、当然、色につかないお金になるから一般財源化となる。そのお金が所沢市に入ってきて、そこから先、臨時職員に回るかどうかというのは、一つの一般財源化の大きな課題ではないかという話になった。仮に、交付税措置とかその辺の話というのは、国から全く情報がきていないのか。

並木職員課主
幹

通知という形で本市にはきておりませんが、交付税措置というような形も一つ見込まれているのではないかということは伺っております。

石本委員

来年度の予算編成の時期に入ってきている。予算の要求額を計算しなくてはならない時期だが、その根拠もきていないのか。何もわからなければ予算要望のしようがない。そのあたりはどうなっているのか。

並木職員課主
幹

実際に、交付税がどのような形で計算されるのか、というような具体的な通知がされていない状況ですので、歳入に関しましては今のところ見込めない状況です。

石本委員

同一労働同一賃金について、専門職が高い、例えば一例を挙げると保健師だと臨時職員の賃金が今年度1,630円である。保健師はなかなか採用できないから人材派遣会社をお願いしている。そこに支払うお金は時給

で3,200円だが、派遣会社は大体4割ぬくということである。そうすると1,900円くらいかと思う。実際保健師だって、臨時職員で雇う場合と人材派遣会社で受け取っている額は、時給が200円から300円違ってくる可能性がある。この辺の処遇の改善というのは、今回の改正で是正するのか。

高橋職員担当 基本的な引き上げ、底上げについては、若干、考えておりますが、保健
参事 師などの採用が困難な職種については、少しそのところは考えなくては
いけないところかと考えております。特に、保健師、あと保育士について
も、他の職種よりも少し考えていかななくてはいけないというふうなことで、対応のほうは特に保育士のほうで考えているところです。

石本委員 保健師は考えていないのか。

高橋職員担当 はい。

参事

石本委員 昨日の質疑で、定員適正化計画に入らないということだったが、私は逆に定員適正化計画に入れたほうがいいのかなど思っている。例えば、現業職の非常勤職員が平成29年4月の時は518人いたが、平成31年4月の2年後には478人と一気に40人減っている。多分、民間委託をした

からということだろうが、これは1年契約ですよ。そうすると、例えば仮に民間委託すると決めたら1年以上のタイムラグをとるといふことか。

高橋職員担当
参事

委託の導入と、正規、非正規を含めました実際の職員の数の調整については、委員のおっしゃるような、まずは定員管理計画で正規職員という形でやり、臨時職員、会計年度職員は計画の対象ではありませんが、定員管理をしている部局がこういった臨時職員、会計年度任用職員の任用についても、協議ということをしてそれぞれの所属と行っておりますので、その中で所属が委託を導入するなどということがもしあれば、その中で会計年度任用職員の人数についても併せて調整されていくということになっていくと思います。

石本委員

今回、社会保障の部分、健康保険とか負担増になっていくわけで、はっきり言えば委託に出したほうが楽になるという危惧も、一方、専門家ではある。副市長も話されていたが、各部局整理されているのか。委託の計画とか。政策会議で議論されたとか、その辺はどうなっているのか伺いたい。

並木職員課主
幹

委託についても、まず定数のヒアリングを各部署と経営企画課のほうで毎年実施しており、その中でもそういった組織定数に関する部分について、委託化できる部分、それから運営に対して各所属から提案があった部分については、それぞれその定員管理をしている経営企画課のほうで調整

なりヒアリングをして今後の方針等を決めてまいります。そのような形で各所属等とのすり合わせを行っていると考えております。

城下委員

保健師や保育士の賃金のことも出ていたが、なかなか人が確保できないということで人材派遣会社を活用して採用に向けて頑張っていて苦労されているというのはよくわかっているが、そもそもこういった方たちは先ほど言っていたような任期の定めのない常勤職員を増やしていくという視点にならないと、なかなか集まってこないと考える。そういう意味では、今本当に保育士不足で保育園に入れなくて子供たちがいる、保育士がいないから受け入れられないとか、大変なところだと保育園を閉鎖していくようなそういった民間もある中で、定員管理計画とは別だと副市長も答弁していたが、職員課を抱える総務部として現場をしっかりと回していくという視点では、正規職員を増やしていくという議論はあったのか、これをするに当たって。定員管理は経営企画課の所管だが、その辺の議論があったかどうか確認したい。

青木総務部長

昨日の議案質疑でも答弁させていただきましたとおり、大きな制度に関するスムーズな移行というところを第一に、総務部としては準備をお願いしているというところなんです。先ほどの委託の話ですとか、それぞれの職の人数の必要性というのは、こういった新しい制度での姿を見せて組織全体の中で検討していくべきものと考えております。保育園の現場の人数や

採用が難しいというお声も、現場の声もちゃんと聞かせていただき、先ほど申しあげましたとおり、保育士の単価についてはかなり人材不足が懸念されますことから、全体的に引き上げはしたところですが、さらに保育士のところは厚くさせていただいた、そういった対応を総務部としてはさせていたいただいたところです。

中村委員

雇止めがなくなり、更新可能なわけである。ある程度守秘義務も課されている。パートタイムは置いておいて、フルタイムに関しては、採用の在り方を変えていかなくてはいけないのかなと思う。今、どういう形で臨時的任用職員の採用が行われて、どうセレクトされているのかわからないが、その辺の採用方針とか今後どうなのか。

並木職員課主
幹

今回、こういった守秘義務を課される形であり、採用の方法も処遇も改善されてということで、面接をしていただく中で、こういった能力がありますか、というところを、統一的なある程度の基準で各所属に臨んでいただきたいと考えております。そういった採用の方法についても、統一的にこれから運用で定め、各所属においてはそういったものにのっとりまして、これから会計年度任用職員として、客観的な能力があるかどうかを判断し、採用いただくというような形で準備を進めたいと考えております。

中村委員

具体的には、どういうところが変わるのか。例えば今思い描いているものでもいい。

並木職員課主
幹

現在は、臨時的任用職員の任用については、特に統一的な面接基準はありませんので、各所属の方で必要とする状況におきまして、申し込まれた方に対してそれぞれ面接をしているような状況ですが、どこの所属においても、きちんと会計年度任用職員として必要な能力を把握していただくための様式を定めて、それぞれの能力があった職員なのかと判断し、そちらをもって採用していただくというような形を考えております。

中村委員

統一的な基準を、職員を担当している総務部のほうで作って、それを各課に対して周知していくということか。

並木職員課主
幹

そのとおりです。

石本委員

勤続年数について、以前一般質問もしているが、今15年目で臨時職員の時給は頭打ちのようだが、16年目以上働いている女性の臨時職員は168人、男性が3人である。男性137人、女性1,479人で全体が1,700人だが、約1割が16年目以上である。こういう人たちの制度移行後、お給料はどうなるのか。

高橋職員担当
参事

これについては、現在も15年までというのがありますが、会計年度任用職員になりましても上限というものは、条例別表にありますように定めるといことになっておりますので、各職とも一定の上限の中できめさせていただきますということになります。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採決】

議案第83号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第84号「所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

議案第84号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩（午前9時33分）

（説明員交代）

再 開（午前9時34分）

○議案第92号「所沢市消防団条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

議案第92号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申出の件については、別紙の内容で申出を行うことと決定した。

散 会（午前9時36分）

特定事件 常任委員会閉会中継続審査申出表

令和元年第3回（9月）定例会

総務経済常任委員会

- 1 国際社会（平和推進事業）について
- 2 人権尊重社会について
- 3 男女共同参画社会について
- 4 交通（交通政策）について
- 5 学校教育（私立学校）について
- 6 情報の共有と市民参加について（広報・市民参加）
- 7 行政経営について
- 8 危機管理・防災について
- 9 防犯について
- 10 財政運営について
- 11 農業・商業・工業について
- 12 観光について
- 13 労働・雇用環境について